第2回　大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議　質疑要旨

○と　き　平成27年10月27日（火）

　　　　　午後３時から午後４時45分

○ところ　大阪府庁新別館南館５階　第４研修室

○質疑要旨

【議題（１）国保制度改革に関する国の動向等について】

【議題（２）ワーキング・グループでの検討状況と中間報告について】

・議題（１）及び（２）について、資料１～３及び参考資料により説明。

（市町）

　　　議論の方向性については、支持したい。

　　　保険料の取り扱いについて、市町村ごとの事情も鑑みながら十分な議論を行い、よい案を出していただきたい。

　（市町）

　　　国保制度の持続可能性を確保するために、納付金を納められない市町村が出ないようにすることが大事。そのためには保険料の収納率の上昇に向けた、被保険者の納付意識の向上が不可欠となる。

　　　それに寄与する統一保険料率の実施に向けて、課題は多いが、芯は外さずに引き続き議論を進め

ていただきたい。課題解決に向け、いつまでに、どのように経過措置を行うかのロードマップを持

つことが大事であり、その中で、各市町村において一般会計繰入れが必要であれば、抑制の幅など、暫定的な府内標準を作るのかどうかも考えればよい。

　　　統一保険料率のシミュレーションを粗くでも構わないので示してほしい。示すことで次の議論

につながる。

　　　医療費適正化を進めていくにあたり、府内統一で実施していくことで効果があがることもあると思う。府内のボトムアップを府が上手く集約していくことも大事。

（市町）

　　　統一しやすいものは、できるだけ早めに統一し、賦課割合・独自減免など統一が難しい項目については、しっかりと時間をかけて議論を進めていくべき。

　（市町）

　　　報告のあった議論の方向性のとおり、引き続き議論を進めていただきたい。

　　　ただし、新制度への切り替えがスムーズにいくように、また、切り替え時に必要な補助を国に求めるべきであり、併せて議論もしていただきたい。

（市町）

　　平成３０年度からすべてを統一することは不可能であるため、目標年次をきっちりと検討し、できる限り早く示していただきたい。

　　制度改革にあたりシステム改修が不可欠となるため、国の補助や市町村の費用負担等について、できる限り早く情報提供をしていただきたい。

（市町）

　　広域化に向け、今後も引き続き統一の方向で検討を進めていただきたい。

　　特に保険料については、年齢補正後の医療費水準の府内格差がないとのことなので、統一保険料

率になるものと理解しているが、統一保険料率となるのであれば、給付や減免の基準については、これまでの経過や市町村ごとの諸事情があると思うが、被保険者が受けられるサービスは府内同一基準をもって実施されることが望ましい。

　　一般会計からの繰入れについては、望ましくないと考えており、引き続き議論していただきたい。

　　平成３０年度の新制度移行時には混乱が生じないように、特に激変緩和について負担の公平性に鑑みて、制度の統一化に向け検討いただきたい。

（市町）

　　保険料率が統一ならば、給付もできる限り府内標準を設定するのが方向性として望ましい。

保険料算定にあたり、保険料抑制のための一般会計繰入れは望ましくないと考えており、今後議論を深めていただきたい。

　　保険料の収納率について、現状既に高い収納率で頑張っている市町村が割に合わないということにならないようにしていただきたい。

（市町）

保険料率が統一ならば、サービス水準が一緒という考え方はよい。

減免や資格証の発行などについても、一定の激変緩和を取り入れる必要があるが、できる限り標準を出していく方が良い。保健事業も同様である。

（市町）

概ね報告のとおりの方向性で進めていただきたい。

被保険者から見ると、保険料率が統一ならばサービスも統一というのは当然のこと。

　　　平成30年度から全てを統一するのは難しいと思うが、最終目標は統一ということで、平成30年度以降も府と市町村で検討する場を設けて議論を深めていただきたい。

（大阪府）

目標年次を定めて、統一に向けて取り組んでいくという方向性が、概ね皆様の意見であると思う。年次はこれから詰めていく必要があるが、保険料率の激変緩和の取扱いが大きな焦点になってくると思う。激変緩和用の資金としては、都道府県繰入金と併せて、財政安定化基金においても改革当初に限り活用が可能とされており、これらを有効活用しながら議論を進めていく必要がある。その中で、現状における保険料抑制のための一般会計繰入れによる影響の取扱いについても検討しなければならないが、従来から適切な保険料設定をお願いしてきた経過もあるので、この分については、市町村の負担で対応をお願いしたいと考えている。

統一保険料率の試算については、国の財政措置の影響を織り込むのが難しいため示せていないが、粗いシミュレーションでも可ということであれば、できるだけ判断の一助となるように努力する。

府が示す統一した標準保険料率と具体的に市町村が決定する保険料率の扱いをどうするのか、さらに議論を進めていく必要がある。

　《まとめ》

　・保険料率の取扱いについて、統一保険料率をめざした仕組みづくりとして、府が定める標準保険料率は、市町村間での医療費水準を事業費納付金に反映しないことにより、統一保険料率とする。

・そのうえで、実際に市町村が定める保険料率も、府内統一の標準保険料率を踏まえ、統一するのか、あるいは地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組みづくりとして、個別市町村の裁量を一定許容するのか、といったことが今後の論点。

　・その他の検討項目についても、報告内容に沿って、引き続き検討。

（了承）

【議題（３）今後のスケジュールについて】

・資料４により説明。

（ご意見なし）